

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第七項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

平成二十九年九月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

登録検査機関の名称		変更の内容		変更のあった農産物検査員	変更年月日
抹消	追加	氏名	住所		
三次農業協同組合		朝日 一秀	三次市君田町泉吉田二八三番	農産物検査を行う農産物の種類 もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、そば	平成二九年九月一日
	藤村 裕明		三次市吉舎町敷地一二一番	農産物検査を行う農産物の種類 もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	平成二九年九月一日
	惣村 教浩		三次市粟屋町六四〇三番	農産物検査を行う農産物の種類 もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、そば	平成二九年九月一日